

平成 28 年 3 月 8 日

各 位

会社名 インспек株式会社
代表者名 代表取締役社長 菅原 雅史
(コード番号：6656 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 富岡 喜栄子
TEL 0187-54-1888 (代表)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、平成25年3月に当社役員並びに社員が行った自社株式の買付行為に関して、金融商品取引法違反（第173条第1項）の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

株主・投資家をはじめとする関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告を受けた事実の内容

証券取引等監視委員会の勧告内容は以下の通りであります。

当社役員は、当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額（以下、両者併せて「時価総額」という。）が平成24年6月に3億円未満となり、東京証券取引所有価証券上場規程（当時）によって、平成24年7月1日から平成25年3月29日までの9か月の間に当社株式の時価総額が3億円以上にならなければ当社株式の上場が廃止される状況にあったところ、当社株式の株価を高値形成させることで上場廃止を免れようと企て、平成25年3月28日午後1時11分頃から同月29日午後1時9分頃にかけて、当社の業務として、当社社員をして、当社株式につき、合計31株の買い注文を発注させて約定させ、当社株式の株価を2万4000円から時価総額が3億円を超える株価である2万5600円に引き上げるなどした上、同年4月1日午後4時頃、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システムであるTDnetにより、上記事情を秘して、あたかも自然の需給によって当社株式の時価総額が3億円以上になったかのように装う内容の「当社株式の時価総額が3億円以上になったことについて」と題する文章を公表し、もって当社株式の相場の変動を図る目的をもって偽計を用い、当該偽計により有価証券の価格に影響を与えたものである。



当社の行為が、金融商品取引法第 173 条第 1 項に規定する「第 158 条の規定に違反して、偽計を用い、」これにより「有価証券等の価格に影響を与えた」と認められる。

この違反行為に対し、当社が、金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は 1,224 万円であります。

2. 当社の今後の対応について

当社としましては、社内調査等の結果、勧告で指摘された事実が確認されたため、この度の課徴金納付命令の勧告を真摯に受け止め、特段の事情がない限り、事実及び納付すべき課徴金を認める方針であり、正式に決定次第改めてお知らせいたします。

株主及び取引先をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上